

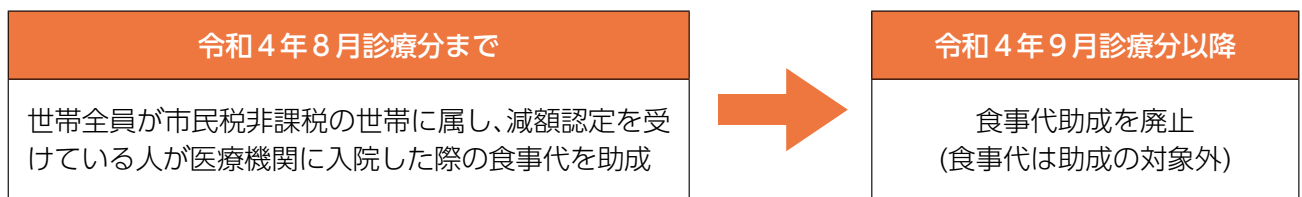
令和4年9月診療分から 福祉医療費助成制度の一部が変わります

問合先 市民課医療年金グループ
(☎84-5005)

入院する人と在宅で療養する人の食事代の公平性を保つとともに、一定以上の所得がある人（世帯）には医療費をご負担いただき、限られた財源で本事業を持続的に運営していくため、令和4年9月診療分から、入院時食事療養費等（食事代）の助成を廃止するとともに、心身障がい者医療費助成における所得制限を導入します。

変更点1 入院時食事療養費等（食事代）助成の廃止

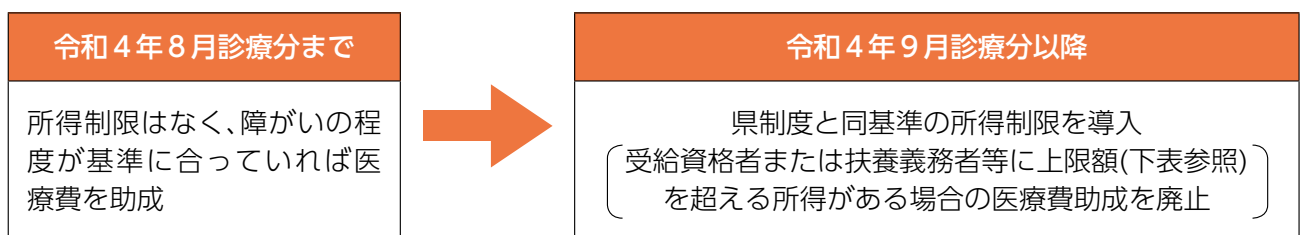
対象者：「心身障がい者医療（65歳以上心身障がい者医療を含む）」、「子ども医療」、「一人親家庭等医療」の各受給資格者



※県制度では平成20年度に廃止済み

変更点2 障がい者医療費助成における所得制限の導入

対象者：「心身障がい者医療（65歳以上心身障がい者医療を含む）」の受給資格者



障がい者医療費助成を受給できる所得の上限額

扶養親族等の数	障がい者医療費助成の 受給資格者本人		受給資格者の配偶者または 扶養義務者	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	3,604,000円	5,180,000円	6,287,000円	8,319,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円	6,536,000円	8,586,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円	6,749,000円	8,799,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円	6,962,000円	9,012,000円

※所得審査は、年度ごとに行います。（福祉医療費助成制度における年度は9月1日～翌年8月31日まで）

※令和4年度において、所得超過により受給資格を喪失する人には、個別に通知します。

※令和4年度の所得審査は、令和3年1月から令和3年12月までの所得を用いて審査します。

※令和4年度において所得超過により受給資格を喪失した人が、令和5年度以降の受給資格の認定を受けるためには、あらためて申請が必要です。